平成２７年（フ）第２９３号
愛知県岡崎市緑丘１丁目12番地　ロイヤルパーク緑丘302
債務者　亀井　準三
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
栃木県矢板市扇町２丁目２番１号　三星マンション306号、前住所茨城県取手市戸頭２丁目42番20号
債務者　かみや鮨こと　森泉　幸雄
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第５０号
栃木県矢板市扇町２丁目２番１号　三星マンション306号、前住所茨城県取手市戸頭２丁目42番20号
債務者　森泉　芳枝
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第８２２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地14―508
債務者　岩浪エスペランサこと菊地エスペランサこと　キクチ　エスペランザ　バラナア
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３９９０号
大阪市西成区玉出西２丁目５番９号　シャルム富士403号
債務者　小椋　　歩
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２７２号
大阪市中央区船越町１丁目１番11号501、前住所大阪市住之江区新北島５丁目１番62―304号
債務者　谷口惠美子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３２８号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅６―1007号
債務者　田中　弘一
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３２９号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅６―1007号
債務者　田中香苗こと　李　　金女
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３８号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番７―506号
債務者　梶谷　美幸
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２０４号
東京都江戸川区平井４丁目24―11
債務者　岩本　清司
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２２１号
東京都品川区小山６丁目６－８―507
債務者　丹羽　　后（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２６７号
東京都品川区八潮５丁目12―69―423
債務者　兒玉　　博
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２６８号
東京都中野区弥生町５丁目23―７―120
債務者　坂本佳史惠
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３０６号
東京都足立区入谷９丁目１―16―301
債務者　杉本　久之
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３１０号
東京都北区東十条１丁目８－８―504
債務者　大久保磨里
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部